ている圧力計であって検定に合格した後一年以内にあるもの（比較を行おうとする圧力計の比較のための適当な種類のものに限る。）と比較した場合における計量値の誤差が当該圧力計の目量の二分の一（一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする装置を有する圧力計の場合にあっては通常用いられる測定範囲の最大値の千分の五）以内であること。ただし、毎年定期に同法第十六条第一項第二号イの検定を受けてこれに合格したものについては、この限りでない。

2　規則第十八条第三号ワ及び第五十三条第二号ヨに規定する安全弁はバネ式安全弁とし、すべての貯槽に設けなければならないものとする。

［号を削る。］

［号を削る。］

ている圧力計であって検定に合格した後一年以内にあるもの（比較を行おうとする圧力計の比較のための適当な種類のものに限る。）と比較した場合における計量値の誤差が当該圧力計の目量の二分の一（一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする装置を有する圧力計の場合にあっては通常用いられる測定範囲の最大値の千分の五）以内であること。ただし、毎年定期に同法第十六条第一項第二号イの検定を受けてこれに合格したものについては、この限りでない。

2　規則第十八条第三号ワ及び第五十三条第二号ヨに規定する安全弁はバネ式安全弁とし、すべての貯槽に次の第一号から第四号までに掲げる基準に従って設けなければならないものとする。

一　構造及び材質は、当該バネ式安全弁を設ける貯槽内にある液化石油ガスの圧力及び温度並びに当該液化石油ガスによる腐しょくに耐え得るものであること。

二　次号に定めるバネ式安全弁に係る規定吹出し量は、式の算式により得られた所要吹出し量以上であること。ただし、昭和五十五年三月三十日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している貯槽に係るバネ式安全弁については、この限りでない。

$$W_1=\frac{2.56\times10^3S^{0.82}F+H}{L}$$

この式において、W_1、S、L、F及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

W_1　一時間当たりの所要吹出し量（単位　キログラム毎時）の数値

S　貯槽の外表面積（単位　平方メートル）の数値

L　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの一キログラム当たりの蒸発潜熱（単位　ジュール）の数値

F　全表面に七リットル毎平方メートル・分以上の水を噴霧する水噴霧装置又は全表面に十リットル毎平方メートル・分以上の水を散水する散水装置を設けた場合にあっては〇・六、地盤面下に埋設した場合にあっては〇・三、その他の場合にあっては一・〇

H　直射日光及び他の熱源からの入熱による補正係数であって、それぞれ次のイ及びロに掲げる算式により得られた数値

イ　直射日光

$(65-t)\times a$（m^2：日光を遮ける面積）

ロ　他の熱源

$(入熱量（J/m^2\cdot h）\times a（m^2：遮を遮ける面積）)$

三　規定吹出し量は、次の算式により計算すること。ただし、昭和五十五年三月三十日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している貯槽に係るバネ式安全弁については、この限りでない。

［号を削る。］

$$W_2=CKPA\sqrt{\frac{M}{ZT}}$$

この式においてK、P、A、W_2、C、T、M、K及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

W_2　規定吹出し量（単位　キログラム毎時）の数値

K　表第一に示す吹出し係数の数値

C　表第二に示す数値

P　第四号に定める吹出し量決定圧力（単位　絶対圧力により表示されたメガパスカル）の数値

A　吹出し面積（単位　平方センチメートル）の数値

M　液化石油ガスの分子量の数値